

松阪市会計規則（抄）

公布：平成 17 年松阪市規則第 62 号

（前金払）

第 6 3 条 施行令第 1 6 3 条第 1 項第 8 号に規定する規則で定める経費は、次に掲げるものとする。

- （1） 使用料、保管料又は保険料
- （2） 訴訟に要する経費
- （3） 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 2 7 年法律第 1 8 4 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社により前払金の保証がされた同条第 1 項に規定する公共工事の経費
- （4） 土地又は家屋の買収費の 1 0 分の 7 以内の額
- （5） 賃借料のうちリース契約を締結しているもの、土地等借上料で契約条項に前払の規定があるもの

（前金払の限度額）

第 6 4 条 前条第 3 号に規定する経費について前金払をする場合は 1 件の契約金額が 3 0 0 万円以上のものとし、その限度額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。

- （1） 土木建築に関する工事（地方自治法施行規則（昭和 2 2 年内務省令第 2 9 号）附則第 3 条に規定する工事に限る。） 契約金額の 1 0 分の 4 の額
 - （2） 土木建築に関する工事の測量、設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造 契約金額の 1 0 分の 3 の額
- 2 前項第 1 号の工事であつて、次の各号に掲げる要件に該当するものにおいて、前項第 1 号の範囲内で既にした前金払に追加してする前金払の額は、契約金額の 1 0 分の 2 の額を超えない範囲とする。
- （1） 工期の 2 分の 1 を経過していること。
 - （2） 工程表により工期の 2 分の 1 を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
 - （3） 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が契約金額の 2 分の 1 以上の額に相当するものであること。